

あか 明るい あしたのために



わたしは、わたし

生まれた場所や、育った場所じゃなくて、 わたしのことを見てほしい



※同和地区：歴史的または社会的理由により生活環境などの安定向上が阻害されている地域

もし、大切な人との結婚を反対されたらどう思いますか？

結婚は惹かれあった二人の合意によってなされるものです。

しかしながら、出身地や家柄などを理由に結婚を反対することや、結婚

前に不当な身元調査をするなどの「部落差別」が今も存在しています。



数日後…



このような差別をなくすためには、一人ひとりが部落差別について正しく学び、差別や偏見のおかしさに気づいて、差別をなくすために行動していくことが大切です。

能力や人柄に、生まれた場所や 育った場所は、関係ない



※1 部落：本来の地理的な意味ではなく、「同和地区」と同じ意味で使われることがあります。

「就職」において、その採否は本人の適性や能力により判断されるべきものです。
かつては社用紙（企業ごとに準備した応募用紙）に本籍地や親の職業な
どを記入させ、それらを選考基準とした不適切な採用活動が行われていま
した。このような就職に関しての差別をおかしいと感じた人たちが差別を



なくそうと立ち上がり、現在では必要な項目のみを記入する「統一応募用
紙」※2が全国的に採用されています。

部落差別のおかしさに対して声をあげることは、部落差別に苦しむ人たち
だけではなく、すべての人の人権を守る重要な取り組みにつながっています。

部落差別の解消に向けて、 福岡県の条例が改正されました

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例

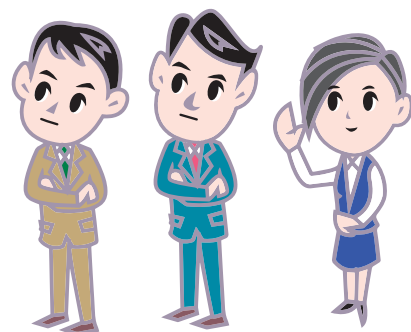
けんさく
検索



福岡県では、部落差別のない社会を実現するため、平成31年3月に「福岡県部落差別事象発生の防止に関する条例」を改正し、

「**福岡県部落差別の解消の推進に関する条例**」を制定しました。

条例の要点は、次の3点です。



基本理念や県の責任を明らかにしました

・県民一人ひとりの理解を深めることを基本に、福岡県は、国や市町村と連携し、部落差別の解消に関する取り組みを行う責任があると、条例で明らかにしました。

差別解消に向けた取り組みを推進します

・相談体制の充実や部落差別を解消するために必要な教育・啓発を行います。
・差別解消の取り組みを行うために、必要に応じて実態調査を行います。

結婚や就職に関する部落差別の発生を防止します

・県民や事業者は、結婚・就職に関して同和地区への居住の調査など、部落差別の発生に

つながることをしてはいけません。

・県は部落差別が起きないように、県民や事業者に対して必要な指導・助言ができます。

・県は事業者に対して、調査の中止や必要な措置をとるよう勧告ができます。

なぜ条例は改正されたの？

これまでもさまざまな差別をなくすための取り組みが行われてきたけど、最近ではインターネットを悪用した差別が新たな問題になっているんだ。

このことから、平成28年に「**部落差別の解消の推進に関する法律**」がつくられ、福岡県でもこの法律に合わせて条例の内容を見直したんだよ。

あたらしい条例には何が書いてあるの？

部落差別解消に向けての基本理念や県の責任、相談体制や教育などの充実について明記して、問題が発生した時の勧告や公表を県内外の事業者を問わず実施できるようになったんだよ！

そうなんだ！
差別をなくすための具体的な取り組みが書かれているんだね。
これからわたしたちはどうしたらいいんだろう？

普段は意識することが少ないかもしれないけど、差別やいじめの問題は、憲法に書いてある基本的人権にかかわる問題で、関係のない人は一人もいないんだよ。

差別に無関心であることは、差別があることを許していることと同じなんだ。

だから、わたしたち一人ひとりが差別の問題を自分自身の問題として考えることが大切なんだよ。

差別をなくそう、おかしいことを変えていこうという取り組みは、差別に苦しむ人たちだけでなく、すべての人の人権を大切にすることにもつながるんだよ。

那珂川市の取り組み

「人権を尊重し、学び、輝くまちづくり」

5月

え こ じ どうかん こ

恵子児童館子どもまつり

人権を大切にすることで子どもを育てるために、子どもの健全育成を支援する団体などで実行委員会を組織し、開催しています。遊びのコーナー・体験コーナー・竹細工コーナーなど楽しいことが盛りだくさんです。

【と き】 毎年5月第4土曜日 【ところ】 恵子児童館、市民体育館、福岡県立福岡学園



7月

どう わ もん だい けい はつ きょう ちゅう げつ かん

同和問題啓発強調月間

福岡県、各市町村では、毎年7月を同和問題啓発強調月間と定めて同和問題の早期解決に向けた啓発活動を展開しており、那珂川市では、駅などでの街頭啓発や、研修会、啓発冊子の発行などを行っています。

どう わ もん だい こう えん かい

同和問題講演会

同和問題啓発強調月間の取り組みの一環として、住民の皆さまを対象に講演会を開催しています。

【と き】 令和2年7月19日 日曜日 午後2時から午後4時まで 【ところ】 ミリカローデン那珂川 文化ホール



10月
から

かく く こう みん かん じん けん もん だい けん しゅう かい

各区公民館人権問題研修会

人権が大切にされる地域づくりを目指し、各区公民館において、人権問題研修会を開催しています。

12月

じん けん しゅう かん

人権週間

国などは、世界人権宣言にちなみ、12月4日～10日を人権週間と定めて、人権尊重のための啓発活動を全国的に展開しています。

じん けん

人権フェスタながわ

人権劇やコンサート、人権作品の展示、バザー、スタンプラリーなど盛りだくさんです。

【と き】 毎年12月の人権週間中の日曜日

【ところ】 ミリカローデン那珂川、ふれあいこども館



国は平成28年12月に「**部落差別の解消の推進に関する法律**」をつくりました。
福岡県では平成31年3月に「**福岡県部落差別の解消の推進に関する条例**」をつくりました。

人権に関する相談窓口

福岡法務局筑紫支局

092-922-2881

那珂川市人権政策課

092-953-2211 (代表)
092-408-8051 (直通)

那珂川市人権センター

092-952-9370

那珂川市教育委員会社会教育課

092-952-2092

ふくおか人権ホットライン

092-724-2644
※弁護士による無料電話相談です。
※毎月第4金曜日の午後3時から午後6時まで